NPO 法人ゆに 2019 年度夏季 重度訪問介護従業者養成研修
（基礎課程・追加課程）
受講生募集要綱

特定非営利活動法人「ゆに」　事務局

1. はじめに
本要綱は、「指定居宅介護等の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるもの」（平成 18 年 9 月 29 日厚生労働省告示第 538 号）の規定に基づき、重度訪問介護従業者養成研修基礎課程及び重度訪問介護従業者養成研修追加課程の実施に関し、必要な事項を定めるものです。

2. 目的
本研修は、重度障害者の社会参加の促進及び重度訪問介護をはじめとする重度障害者支援の取り組みの発展に寄与するため、重度障害者一人一人の生活状況に応じた適切な支援を行うことのできる「重度訪問介護従業者」を養成することを目的として実施します。

3. 事業の名称
NPO 法人ゆに 2019 年度夏季 重度訪問介護従業者養成研修（基礎課程）
NPO 法人ゆに 2019 年度夏季 重度訪問介護従業者養成研修（追加課程）
＊以下「研修」と記す

4. 実施日時
2019 年 8 月 31 日(土)　午前 9 時 15 分～午後 8 時 00 分
2019 年 9 月 1 日(日)　午前 9 時 30 分～午後 5 時 00 分
利用者宅での実習は別に定める日　4 時間
計　3 日間

5. 実施場所
京都市生涯学習総合センター（京都アスニー）5 階「第 6 研修室」　及び利用者宅
京都市中京区聚楽廻松下町 9-2
交通アクセス：「丸太町七本松」バス停より徒歩 3 分、「千本丸太町」バス停より徒歩 8 分

6. 登壇者
立岩真也、白杉眞、長谷川唯、桐原尚之、西田美紀、増田英明、田中結子、窪崎泰紀、他

7. 主催
特定非営利活動法人「ゆに」

8. 協力
特定非営利活動法人「ある」
特定非営利活動法人「スリーピース」

9. 受講申込要件
以下の①～③をすべて満たしていること。
① 中学校卒業以上であること。
② 重度の障害者の支援に現に従事していること。または今後従事する意思があること。
③ 全日程受講可能であること。

10. 受講定員
20 名（最小催行人数 6 名）

11. 受講料（教材費、消費税、保険料込）
一般：¥15,000
学生：¥10,000

12. 修了要件

全科目を遅刻・欠席・早退なく受講し、各科目の内容を十分に習得した方に対し、修了証明書を交付します。1科目でも遅刻・欠席・早退がある場合は修了証明書を交付しません。受講者の都合による欠席・遅刻・早退を救済する補講や代替課題の出題等の措置は原則として実施しません。また、各科目の内容の習得が不十分な場合、受講態度が著しく不適切な場合は、修了証明書を交付しないことがあります。

13. カリキュラム

科目	項目	時間
1．障害者自立支援概論	・障害者（児）福祉の背景と動向 ・障害者自立支援制度の種類、内容とその役割 ・重度訪問介護の制度とサービス ・重度訪問介護利用者の障害・疾病・心理・地域生活、社会生活についての理解 ・福祉業務従事者としての倫理 ・居宅介護においてとるべき基本態度 ・利用者の人権	2 時間
2．コミュニケーション技術	・言語コミュニケーションと非言語コミュニケーションについての理解 ・意思疎通に著しい困難を有する重度の肢体不自由者とのコミュニケーション方法についての理解	2 時間
3.医療的ケアを必要とする重度訪問介護利用者の障害及び支援	・日常的な疾患の基礎知識と予防・対処方法 風邪、発熱、腹痛、火傷、骨折、食中毒等 ※バイタルサインの発見方法を含む ・感染症の理解と予防 MRSA、B 型肝炎、疥癬、梅毒等 ・医療関係制度の基礎知識 ・在宅看護方法の理解 ・身体の観察 観察の視点、体温測定、血圧測定等 ・薬の飲ませ方と保管 ・特別な処置 吸引、吸入、浣腸、摘便等	4 時間
4．緊急時の対応及び危険防止	・緊急時の対応と危険防止のための留意点、緊急時の連絡 ・連携と介護職員の役割、安全な食事介護等の方法についての理解	1 時間
5．介護概論	・介護の目的、機能と基本原則 ・介護ニーズと基本的対応 ・福祉用具の基本知識と活用等についての理解	1 時間
6.基本的な介護と重度訪問介護利用者とのコミュニケーション	・重度の肢体不自由者とのコミュニケーション方法及びその技術についての理解	2 時間 30 分
7．介護福祉支援技術演習	・重度の肢体不自由者への介護の際の留意が必要な支援技術についての理解	2 時間 30 分
8．外出介護支援技術演習	・外出時の付き添い方法についての理解 ・介護の際に留意が必要な支援技術の習得 ・外出時の介護技術についての演習	2 時間
9．介護福祉支援技術現場実習	・指定重度訪問介護における実習 ・医療的ケアの見学及び講義	3 時間

14. 受講手続き

(1)受講申込受付期間

2019 年 7 月 14 日（日）～2019 年 8 月 26 日（月）

＊定員に達したときは早期に受付を終了する場合があります。

(2)受講申込受付方法

主催者ホームページ（http://www.unikyoto.com/）の受講申込画面にて受け付けます。
＊学生料金で受講される方には、研修初日の受付時に学生証を提示していただきます。

(3)受講決定及び受講可否の通知

受講申込者数が最小催行人数を超えた場合、原則として申込先着順に「受講決定」とします。受講可否については、2019 年 8 月 27 日（火）までに、受講申込者全員にメールで通知します。

(4)受講料の納付

「受講決定」となった方には、受講決定の通知から 1 週間以内（研修初日まで 1 週間を切った後に受講決定となった場合は、2019 年 8 月 30 日（金）正午まで）に、別途通知する金融機関口座への振込にて受講料を納付していただきます（振込手数料は受講申込者負担）。
＊期日までに受講料が納付されない場合は受講決定を取り消す場合があります。

(5)キャンセル及び受講料の払い戻しについて

①原則として受講申込後のキャンセルはできません。
②納付された受講料は、理由の如何を問わず一切返金しません。但し、本研修が成立しなかった場合を除きます。

15. 留意事項

(1) 主催者から受講申込者への連絡は原則としてメールで行います。メールは必ず定期的に確認し、返信を求めた場合は速やかに返信してください。
(2) 受講に際して宿泊が必要な場合は、ご自身で手配してください。宿泊費は受講者の負担となります。なお、受講決定とならなかった場合や本研修の開催が中止となった場合等であっても、主催者はキャンセル料等の費用の支払いを一切行いません。
(3) 研修会場までの交通費、研修中の食費は受講者の負担となります。
(4) 主催者や講師の指示に従わない、他者に危害を加える、研修場所の業務を妨害する等、受講態度が著しく不適切な方については、受講を中止していただくことがあります。
(5) 受講申込時にご入力いただく個人情報は、別途同意いただいた場合を除き、もっぱら本研修の実施に必要な範囲で使用いたします。なお、本研修を修了した方の個人情報（氏名、フリガナ、生年月日、性別）については、京都府が管理する修了者名簿に登載されます。

16. 問い合わせ先

主催者：特定非営利活動法人「ゆに」　事務局
〒603-8354　京都市北区等持院西町 60-10
Email: info@unikyoto.com
TEL: 075-468-1633
FAX: 075-468-1666
URL: http://www.unikyoto.com/

以上